

2025年5月27日

「中間試案のたたき台 2」第1の1(1)【乙2案】に係る意見

部会委員 佐久間 毅

1 意見

「中間試案のたたき台 2」第1の1(1)【乙2案】及び同案をとる場合の(2)については、これまでの部会での議論を踏まえ、次のようにすることが適当であると考えます。

- ・事理弁識能力を欠く常況にある者は、事理弁識能力が不十分である者の一種であることから、他の事理弁識能力が不十分である者と同様の保護の仕組み（ア〔保護A〕の仕組み）を利用することができるものとする（ただし、その仕組みの中で、次に述べる異なる扱いをするものとする。）。これに加えて、事理弁識能力の不十分さの程度の違いを考慮して、事理弁識能力を欠く常況にある者のみを対象とする保護の仕組み（イ〔保護B〕の仕組み）を利用することもできるものとする。
- ・本人自身の行為が前提となる場合については、事理弁識能力を欠く常況にある者がした行為は意思無能力のため無効である蓋然性が相当高いことを考慮し、事理弁識能力を欠く常況にある者与其他の事理弁識能力が不十分である者として異なる扱いをするものとする。具体的には、ア（保護A）の仕組みのうち本人が自ら行為をする場合に関するア③の審判（本人が特定の行為をするために保護者の同意を要する旨の審判）は、事理弁識能力を欠く常況にある者についてはすることができないものとする。また、ア③の審判以外の審判をするために、本人の同意を要しないものとする。

以上のことを表すために、第1の1(1)及び(2)の【乙2案】に係る部分を、たとえば次のようにすることを提案します。

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

- (1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

.....

【乙2案】

ア 事理弁識能力が不十分である者（〔③の審判を除き、〕事理弁識能力を欠く常況にある者を含む。）を対象とする仕組み（以下、この仕組みによる保護を「保護A」ということがある。）

- ① 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、保護Aを開始する旨の審判をすることができるものとする。
- ② ①の保護Aを開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、特定の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、保護者の同意を要する旨の審判をすることができるものとする。ただし、事理弁識能力を欠く常況にある者については、この限りでないものとする。【※ 本文については、乙1案①と表現をおおむね合わせる。】
- ④ ③の審判がされた場合につき、民法第13条第3項の規定及び同条第4項の規定と同様の規定を設けるものとする。
- ⑤ 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者のみを対象とする仕組み（以下、この仕組みによる保護を「保護B」ということがある。）

- ① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、保護Bを開始する旨の審判をすることができるものとする。
- ② ①の保護Bを開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。
- ④ ①の保護Bを開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。
 - a 民法第13条第1項に規定する行為
 - b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた行為
 - c 本人に対する意思表示の受領
 - d 保存行為
- ⑤ 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、④に掲げる行為以外の法律行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をす

ることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

① イ①の保護Bを開始する旨の審判をする場合において、本人がア①の保護Aを開始する旨の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② ①は、ア①の保護Aを開始する旨の審判をする場合において、本人がイ①の保護Bを開始する旨の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

(注1) ア③の保護者の同意を要する旨の審判をすることができる特定の行為については、民法第13条1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。【※ 乙1案に関する注2と表現をおおむね合わせる。】

(注2) 事理弁識能力を欠く常況にある者については、ア(保護A)の仕組みを利用することができないものとし、イ(保護B)の仕組みのみを利用することができるものとするとの考え方がある。【※ この考え方が部会内に存在しないのであれば、削除する。】

(注3) 以下 略

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等
第1の1(1)において、(略)

.....

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

【丙案】

(第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に)

(ア) 事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く)
本人以外の者の請求により、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護Aを開始する旨の審判、ア③の保護者の同意を要する旨の審判及びア⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護Aを開始する旨の審判、ア⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判、イ①の保護Bを開始する旨の審判、イ③の民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及びイ⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

【丁案】

(第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に)

本人（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）が第1の1(1)【乙2案】ア①の保護Aを開始する旨の審判、ア③の保護者の同意を要する旨の審判及びア⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該各審判をすることができないものとする。

【※異議は本人の行為の一つであるため、事理弁識能力を欠く常況にある者については定めを設けない。】

2 保護A及び保護Bにつき各種審判の要件をまとめて定める場合のイメージ

1の意見に基づいて保護A及び保護Bに係る各種審判の要件につき本人の同意の可否を含めて定める場合、注記の考え方を考慮せず、かつ、(2)ウ【丙案】を前提とするならば、たとえば次のようになります。

ア 保護Aに係る審判

- ① (1) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を含む。）について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、保護Aの開始の審判をすることができるものとする。
(2) 本人以外の者の請求により①の審判をするには、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるときを除き、本人の同意がなければならぬものとする。
- ② 保護Aの開始の審判は、③(1)の審判又は⑤(1)の審判とともにしなければならないものとする。
- ③ (1) 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、本人（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）が特定の行為（〔民法第13条1項に規定する行為の全部又は一部に限り、かつ、〕日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには保護者の同意を要する旨の審判をすることができるものとする。
(2) 本人以外の者の請求により(1)の審判をするには、本人の同意がなければならぬものとする。
- ④ ③(1)の審判がされた場合につき、民法第13条第3項の規定（保護者の同意に代わる家庭裁判所の許可に係る規定）及び同条第4項の規定（本人の行為が取消可能となる場合を定める規定）と同様の規定を設けるものとする。
- ⑤ (1) 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。
(2) 本人以外の者の請求により(1)の審判をするには、本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるときを除き、本人の同意がなければならぬものとする。

イ 保護Bに係る審判

- ① 事理弁識能力を欠く常況にある者について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、保護Bの開始の審判をすることができるものとする。
- ② 保護Bの開始の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）についても、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。
- ④ 保護Bの開始の審判により本人に付される保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。
 - a 民法第13条第1項に規定する行為
 - b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた行為
 - c 本人に対する意思表示の受領
 - d 保存行為
- ⑤ 家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、④に掲げる行為以外の法律行為についても、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

- ① 保護Bの開始の審判をする場合において、本人が保護Aの開始の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保護Aの開始の審判を取り消さなければならないものとする。
- ② ①は、保護Aの開始の審判をする場合において、本人が保護Bの開始の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

【参考】

1の意見につき、部会資料17-1からの変更を以下に明示します。

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

- (1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

.....

【乙2案】

- ア 事理弁識能力が不十分である者（〔③の審判を除き、〕事理弁識能力が著しく不十分である者を除く含む。）を対象とする仕組み（以下、この仕組みによる保護

を「保護A」ということがある。)

① 事理弁識能力が不十分である者~~(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)~~については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、保護Aを開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護A~~(以下「保護A」ということがある。)~~を開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は⑤④の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、~~必要があると認めるときは、~~請求権者の請求により、必要があると認めるときは、本人が特定の法律行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)について、保護者の同意を要する旨の審判をすることができるものとする。ただし、事理弁識能力を欠く常況にある者については、この限りでないものとする。~~をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする。~~

④ ③の審判がされた場合につき、民法第13条第3項の規定及び同条第4項の規定と同様の規定を設けるものとする。

④⑤ 家庭裁判所は、~~必要があると認めるときは、~~請求権者の請求により、必要があると認めるときは、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者のみを対象とする仕組み(以下、この仕組みによる保護を「保護B」ということがある。)

① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、保護Bを開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護B~~(以下「保護B」ということがある。)~~を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。

③ 家庭裁判所は、~~必要があると認めるときは、~~請求権者の請求により、必要があると認めるときは、②に掲げる行為以外の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。

④ ①の保護~~(保護B)~~を開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。

a 民法第13条第1項に規定する行為

b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた法律行為

c 本人に対する意思表示の受領

d 保存行為

⑤ 家庭裁判所は、~~必要があると認めるときは~~、請求権者の請求により、必要があると認めるときは、④に掲げる行為以外の法律行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

① イ①の保護~~(保護B)~~を開始する旨の審判をする場合において、本人がア①の保護~~(保護A)~~を開始する旨の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護~~(保護A)~~を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② ①は、ア①の保護~~(保護A)~~を開始する旨の審判をする場合において、本人がイ①の保護~~(保護B)~~を開始する旨の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

(注1) ア③の保護者の同意を要する旨の審判をすることができる特定の行為については、民法第13条1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。

(注2-1) 事理弁識能力を欠く常況にある者については、ア(保護A)の仕組みを利用することができないものとし、イ①の保護(保護B)による仕組みのみを利用するのみではなく、ア①の保護(保護A)による仕組みのいずれも選択的に利用する(審判の申立てをする)ことができるものとするとの考え方がある。

(注3-2) 以下 (略)

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

第1の1(1)において、(略)

.....

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

【丙案】

(第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に)

(ア) 事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)

本人以外の者の請求により、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護~~(保護A)~~を開始する旨の審判、ア③の保護者の同意を要する旨の審判及びア⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。~~[ただし、本人がその意思を表示することがで~~

~~きない場合において、本人の利益を著しく害する事由があるときはこの限りでないものとする。]~~

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

~~事理弁識能力を欠く常況にある者について~~第1の1(1)【乙2案】ア①の保護Aを開始する旨の審判、ア⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判、イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判、イ③の民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及びイ⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

【丁案】

(第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に)

~~(ア) 事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)~~

本人(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)が第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)を開始する旨の審判、保護者に代理権を付与する旨の審判及びア③の保護者の同意を要する旨の審判及びア⑤の保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該各審判をすることができないものとする。

~~(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者~~

~~本人が第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該各審判をすることができないものとする。~~

~~(注) 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判や保護Bが開始されていることを前提とする審判をすることについては、本人の同意等の要件を設けないものとする考え方がある。~~